



VOL. 100

社若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

★社員が配偶者情報を詐称した場合、解雇は有効か

1 よくある不正行為と親族情報

中国では親族と共謀して、親族が経営している会社と自分が所属している会社で自己取引を行わせることがよくあります。特に日本と比べてややこしいのは夫婦別姓であるため、親族かどうか一見して分かりません。

今回は、実際は夫が株主の会社と長年にわたり自己取引をしていた事例で、配偶者情報を未婚と偽り、配偶者情報を詐称したとして解雇した事例をご紹介します。

2 事例

2008年2月25日、馬はS社に入社しました。

2014年9月26日、馬は就業規則の受領確認書に署名し、そこには、従業員が会社の規則に重大な違反をした場合、会社は経済補償金を支払うことなくいつでも雇用契約を解除できること、会社の規則に対する重大な違反とは、従業員が個人データや情報を偽っていること、開示および承認なしに関連顧客、サプライヤー、契約業者、ベンダー、コンサルタントに近親者を採用することが含まれていることが記されていました。

S社は、2016年8月31日、馬に対し、個人の婚姻状況および配偶者情報を偽っていたことを理由に、雇用契約関係を終了する旨の通知を行いました。馬の退社前12ヶ月間の平均給与は2万2556人民元でした。

馬は2015年の段階で未婚と申告していましたが、実は結婚しており、馬の夫が株主の会社が長年S社と取引をしていたことが発覚したからです。

2016年9月18日、馬は労働仲裁を申請し、雇用契約の不法解除による経済補償金26万3628元と予告手当1ヶ月分の給与の支払いを会社に求めましたが、仲裁委員会には受け入れられませんでした。

馬は納得がいかず、裁判所に、雇用契約の違法解除に対する経済補償として33万3180元、30日前の予告なしに雇用契約を解除したことに対する1カ月分の給与1万8510元のパイプを求めた訴訟を起こしました。

3 判決結果（一審・二審 解雇有効）

・本件で馬が提供した虚偽の情報は、主に配偶者に関するもので、2008年の入社時には結婚を隠し、社員登録書には両親と弟のことだけを書き、その間に配偶者は〇〇社を設立して株主として行動し、日常業務においてS社と自己売買をさせていた。

・会社は、配偶者に関する情報を隠蔽したことは明らかに重大な利益相反行為であるという証拠も提出した。

・馬が記入した用紙には、“記入した内容はすべて事実であり、情報を隠した場合は会社からの懲戒解雇処分を受け入れる意思がある”と明記されていた。

以上から、裁判所は馬の行為は会社の規則制度に深刻に違反するものといえ、本件解雇は有効であり、経済補償金を支払う法的義務は無いと判断しました。

4 実務上の留意点

親族を用いて不正を行うことは現在においても行われている不正行為です。この会社のように改めて親族情報や誓約書を提出させた上で、取引会社の登記簿（無料でネットで見るができます）と照らし合わせると良いかもしれません。

この種の不正は日系企業においても蔓延しています。購買部門や財務部門に長年在籍している従業員については注意が必要です。

案号：（2017）魯01民終8637号（一部事案改変、当事者仮名）